

## 税務情報

# 国家税務総局が委託投資の場合における受益者の認定に関する公告を公布

## デロイト中国発行「Tax Newsflash」より

2014年4月21日、国家税務総局は2014年第24号公告を公布した。当該公告では、「国家税務総局：『非居住者による租税条約の恩典享受に関する管理弁法（試行）』の発布に関する通知」（国税発[2009]124号）、「国家税務総局：租税条約における「受益者」をどのように理解し、認定するかに関する通知」（国税函[2009]601号）及び「国家税務総局：租税条約における「受益者」の認定に関する公告」（国家税務総局公告2012年第30号）に基づき、委託投資の場合における受益者の認定問題について具体的に規定している。

24号公告は2014年6月1日から施行される。公告が施行される前に発生した事案について税務処理が未了である場合にも、当該公告の規定が適用される。

### 公告の要点

- 公告の適用範囲は「委託投資」である。公告の規定によれば、非居住者である投資者は、委託投資によって取得した条件に合致する所得について、受益者として租税条約の恩典を享受することができる。
  - － 公告にいう「委託投資」とは、「非居住者が自己資金を中国国外の専門機関に直接委託し、中国居住者企業に対する持分、債権投資に用いること」をいう。ここでいう「中国国外の専門機関」とは、「所在する国家又は地域の政府の許可を得て、証券ブローカー、アセットマネジメント、資金及び証券の保管等の業務に従事する金融機関」を指す。また、中国国外の専門機関は「受託資金を自己資金とは分けて管理し、「関連の委託あるいは代理契約に基づいて、サービス料あるいはコミッションを受け取る。受託資金に係る投資収益とリスクは、当該非居住者が取得し、又は負わなければならない」。
  - － 通常、現行の政策の下で適格国外機関投資家（即ち、Qualified Foreign Institutional Investors、以下「QFII」と略称）が関わる投資は上述の「委託投資」の規定に合致するものと我々は理解している。一方で、投資の意思決定やリスク及び便益等が異なることから、その他の金融機関を通じて行うアセットマネジメント及び投資（例えばプライベート・エクイティ・ファンド、集団投資ビークル、信託等）は、公告の適用範囲から除外される可能性が高い。また、QFIIの投資には多様な形式があるが、上述の条件を満たすもののみが「委託投資」として、当該公告の適用範囲に含まれる。

- 中国が締結しているほとんどの租税条約の下で、配当に係る源泉所得税の軽減税率は通常、受益者が配当金を支払う会社の 25%以上の持分を直接保有している場合にのみ適用される。従って、関連する中国国外の専門機関が代理人とみなされる場合、非居住投資者が受益者として認定されたとしても、通常は 25%以上の持分保有要件を満たさなければ、租税条約の軽減税率の適用を申請することはできない。現行の政策においては、QFII による中国国内企業の持分保有比率には制限があるため、非居住投資者による租税条約の軽減税率の適用もその影響を受けて、制限される可能性がある。なお、租税条約の恩典を享受しようとする非居住投資者は、その他の関連通達に規定される受益者に係る要件も満たす必要がある。
- 国家税務総局は公告において、「委託投資」の認定に関して、厳格な資料の提出に関する要求を規定している。機密保持の観点から、一部の非居住投資者にとっては、この資料の提出に関する要求を満たすことは難しいかもしれない。非居住投資者が提出する必要がある資料には以下が含まれる。
  - － 投資における各当事者(当該非居住者、投資管理人あるいは投資マネージャー、カストディアン、証券会社等を含む)の間で締結された投資に係る契約書あるいは協議書、及び投資業務について説明できるその他の資料。当該資料の内容には、委託投資の元本の出所とその構成、及び各当事者が受け取る費用あるいは取得する所得に関する取決めを含めなければならない。
  - － 投資収益及びその他の所得が各レベルを経て非居住者に支払われるまでのフローに関する情報や証拠、及び所得の種類と区分に関する説明資料。非居住者と投資チェーンにおける一又は複数の当事者との間に関連者関係がある場合、関連の取引が独立取引の原則に合致することを証明するため、関連者間取引の価格設定方針、方法及びその他の関連資料も税務機関へ提出しなければならない。
  - － 税務機関が受益者の認定に必要とするその他の資料。
- 税務機関は非居住者が提出した資料を審査する際、所得の種類を区分して処理を行う。所得が配当あるいは利子である場合、「当該所得が各レベルを経て非居住者に支払われるまでの過程で、所得の性質が変わらず、かつ当該所得が実際に当該非居住者に支払われたことを裏付ける証拠があれば、当該非居住者を当該所得の受益者として認定することができ、租税条約の関連条項に規定する恩典を享受することができる」。当該審査条件は、持分あるいは債権投資の性質が、全体の投資チェーンを通じて不変であることの重要性を強調している。
- 公告では、「投資チェーンにおける当該非居住者以外の各当事者が受け取る費用又は取得する報酬が配当及び利子と関連していれば、当該非居住者はその費用又は報酬の受益者ではなく、その費用又は報酬について租税条約の配当及び利子条項に規定する恩典を享受することはできない」と規定している。我々の理解では、これは持分/債権投資収益に対する一定の割合に基づき費用又は報酬を取得する場合を想

定したものであり、固定額を受け取る場合あるいは投資額に対する一定の割合に基づき費用又は報酬を取得する場合は含まれない。

- 留意点として、「受益者」の規定が適用される所得の種類は配当及び利子に限られる。公告では、「投資収益の所得の種類がキャピタルゲイン、あるいは受益者の規定が適用されないその他の所得である場合には、租税条約の関連条項の規定に従って処理する」と規定されている。

近年、国外の資金による中国への投資の形式が多様化している中で、国家税務総局は 24 号公告の公布により、現在よく見られる投資モデルにおける受益者の認定に関する事項を明確化しようとしている。この観点からは、24 号公告の公布には積極的な意義があると考えられる。しかしながら、適格の委託投資だけでなく、より広範な投資ストラクチャーへの当該公告の適用を望む納税者にとっては、当該公告の効果は限定的と言えるかもしれない。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,600 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com)) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited